◇**都市再生特別措置法の一部を改正する法律**（法律第二四号）（国土交通省）

1　特定都市再生緊急整備地域の定義

この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいうこととした。（第二条関係）

2　都市再生基本方針に定める事項の見直し

都市再生基本方針に定める事項として特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準を追加することとした。（第一四条関係）

3　都市再生緊急整備協議会制度の見直し

㈠　都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）が行う事項として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画の作成等を追加することとした。（第一九条第一項関係）

㈡　国の関係行政機関等の長は、協議会に、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等を加えることができることとした。（第一九条第二項関係）

㈢　都市再生緊急整備地域において一定の都市開発事業を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、協議会を組織するよう要請することができることとした。（第一九条第三項関係）

㈣　協議会の構成員でない㈢の民間事業者は、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができることとした。（第一九条第四項関係）

4　特定都市再生緊急整備地域に係る整備計画の作成等

㈠　特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、整備計画を作成することができることとした。（第一九条の二関係）

㈡　整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならないこととした。（第一九条の三関係）

5　公共下水道の排水施設からの下水の取水の許可等

下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設等の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設に当該設備と接続する設備を設け、当該排水施設から下水を取水し、当該排水施設に流入させることができることとした。（第一九条の七関係）

6　都市再生事業等の推進

㈠　国土交通大臣の認定に係る都市再生事業等の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うことができることとした。（第二九条及び第七一条関係）

㈡　政府は、都市再生事業等に係る資金の貸付け及び社債取得に要する資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができることとした。（第八〇条関係）

7　道路の上空等における建築物等の建築又は建設

建築物等の敷地として併せて利用すべき区域として都市計画に定められた区域内の道路については、建築物の敷地が接していなければならない道路等として取り扱わないこととし、当該道路の上空等に設ける建築物のうち、一定の基準に適合するものであって特定行政庁が支障がないと認めるものについては、道路内の建築制限に係る規制を適用しないこととした。（第三六条の二～第三六条の五関係）

8　道路の占用の許可基準の特例

都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、当該計画に記載された施設等の道路の占用について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第六二条関係）

9　都市利便増進協定制度の創設

都市再生整備計画の区域のうち、都市利便増進施設の一体的な管理等が必要となると認められる区域内の土地所有者等又は都市再生整備推進法人は、都市利便増進協定を締結し、市町村長の認定を申請することができることとした。（第七二条の三関係）

10　市町村都市再生整備協議会制度の見直し

市町村等は、市町村都市再生整備協議会に、一定の民間事業者を加えることができることとした。（第四六条の二関係）

11　都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設

都市再生整備推進法人は、市町村に対し、都市再生整備計画の作成等をすることを提案することができることとした。（第四六条の三関係）

12　都市再生整備推進法人制度の拡充

まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする一定の会社を都市再生整備推進法人の指定の対象として追加し、当該法人が業務を行うことができる区域を都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域とすることとした。（第七三条及び第七四条関係）

13　民間都市再生事業計画の認定の申請期限の延長

民間都市再生事業計画の認定の申請を平成二九年三月三一日までに限り行うことができることとした。（附則第三条関係）

14　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、都市再生整備計画等に係る改正規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律**（法律第二五号）（厚生労働省）

1　平成一五年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成二三年四月一日において恩給法による傷病恩給等を受けていたものに、額面一五万円又は七万五、〇〇〇円、五年償還の国債による特別給付金を支給することとした。（第二条～第四条及び附則第二項関係）

2　平成一五年四月二日以後に、昭和六年九月一八日以後昭和一二年七月七日前に公務上の傷病にかかった軍人であって、これにより平成二三年四月一日において恩給法による傷病恩給等を受けていたものの妻となった者に、額面一五万円又は七万五、〇〇〇円、五年償還の国債による特別給付金を支給することとした。（改正法附則第三条関係）

3　額面九〇万円、六〇万円又は三〇万円、一〇年償還の国債による特別給付金、額面一五万円又は七万五、〇〇〇円、五年償還の国債による特別給付金等を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成一五年四月一日から平成一八年九月三〇日までの間に平病死した者に、額面五万円、五年償還の国債による特別給付金を支給することとした。（改正法附則第四条関係）

4　この法律は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一〇七号）（外務省）

1　子女教育手当に係る自己負担額を設定することとした。（第三条関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとし、別表第一の規定については四月一日から遡及することとした。

◇**独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一〇八号）（文部科学省）

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成二三年法律第二三号）の施行期日は、平成二三年四月二八日とすることとした。

◇**独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一〇九号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本学術振興会が学術研究助成業務として支給する資金について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が準用されることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成一二年政令第一六号）について、所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年四月二八日）から施行することとした。